

初任運転者に対する安全運転の実技指導内容の公表

「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」(国土交通省告示第1089号)により一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項に基づき公表します。

1. 初任運転者に対する特別な指導内容(10時間以上)

- ① 事業用自動車の安全な運行に関する基本的事項
- ② 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法
- ③ 運行の安全及び旅客の安全を確保するため留意すべき事項
- ④ 危険の予測及び回避
- ⑤ 安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法
- ⑥ ドライブレコーダーの映像指導

2. 安全運転の実技指導の具体的内容(20時間以上)

- ① 指導ルート
原則として嬭恋村内のスクールバスコース。このルートの他、必要に応じて迂回ルート、実際に走行する区間なども走行する。
- ② 運転操作
最初に指導員が運転する。その後に初任運転者本人が運転し、指導員が添乗指導を行う。

3. 車種区分

初任運転者が実際に乗務する予定の車両で実技指導を行います。

大型車：車両の長さ9m以上又は旅客座席数50人以上

中型車：大型車、小型車以外のもの

小型車：車両の長さ6m以上8m以下で、かつ旅客座席数33人以下

4. 指導員の選任

貸切バス運転者として10年以上の経験を有し、かつ弊社での運転経験が十分ある者から、運行管理者と安全統括管理者の合意のもと選任しております。